

厚生労働省所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令案 新旧対照条文

○ 厚生労働省所管旅費取扱規程（平成１３年厚生労働省訓第２７号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（旅行命令等） 第３条 法第４条第１項に規定する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）は、<u>別表</u>の左欄に掲げる者（以下「旅行命令権者」という。）が<u>同表の右欄に掲げる区分</u>により行うものとする。 ２ 前項の規定にかかわらず、職員が国の経費以外の経費から支給される旅費をもって外国旅行をする場合においては、旅行命令権者は、厚生労働大臣とする。ただし、次に掲げる経費から支給される経費をもって外国旅行をする場合であって、その経理を部局長等に委任しているときには、<u>別表</u>の区分による旅行命令権者とする。 （１）～（９）（略） （行政職俸給表（一）の適用を受けない者の職務の級） 第４条 令第１条第２項第３号の規定による行政職俸給表（一）（一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号。以下「給与法」という。）第６条第１項第１号イに規定するものをいう。以下同じ。）の適用を受けない者の職務の級は、次の各号に定める職員の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。 （１）給与法第６条第１項第１号ロ及び第２号から第１０号までに規定する俸給表の適用を受ける者 <u>支給規程第８条第１号</u>に定める行政職俸給表（一）に相当する職務の級 （２）秘書官（特別職の職員の給与に関する法律（昭和２４年法律第２５２号。以下「特別職給与法」という。）第１条第４４号に掲げる者をいう。） <u>支給規程第８条第４号</u>に定める	（旅行命令等） 第３条 法第４条第１項に規定する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）は、<u>別表第１</u>の左欄に掲げる者（以下「旅行命令権者」という。）が<u>当該区分</u>により行うものとする。 ２ 前項の規定にかかわらず、職員が国の経費以外の経費から支給される旅費をもって外国旅行をする場合においては、旅行命令権者は、厚生労働大臣とする。ただし、次に掲げる経費から支給される経費をもって外国旅行をする場合であって、その経理を部局長等に委任しているときには、<u>別表第１</u>の区分による旅行命令権者とする。 （１）～（９）（略） （行政職俸給表（一）の適用を受けない者の職務の級） 第４条 令第１条第２項第３号の規定による行政職俸給表（一）（一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号。以下「給与法」という。）第６条第１項第１号イに規定するものをいう。以下同じ。）の適用を受けない者の職務の級は、次の各号に定める職員の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。 （１）給与法第６条第１項第１号ロ及び第２号から第１０号までに規定する俸給表の適用を受ける者 <u>支給規程第８条第１項第１号</u>に定める行政職俸給表（一）に相当する職務の級 （２）秘書官（特別職の職員の給与に関する法律（昭和２４年法律第２５２号。以下「特別職給与法」という。）第１条第４４号に掲げる者をいう。） <u>支給規程第８条第１項第４号</u>に定める

行政職俸給表（一）に相当する職務の級
（３）（略）

別表（第３条第１項関係）

旅行命令権者	区分
（略）	
事務次官	本省内部部局の各部長、総括審議官、危機管理・医務技術総括審議官、 <u>統計・政策立案総括審議官</u> 、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、 <u>医薬産業振興審議官</u> 、高齢・障害者雇用開発審議官、年金管理審議官及び各審議官、大臣官房各課長及び大臣官房各参事官（人事担当、法務担当及び <u>地方担当</u> に限る。）並びに地域保健福祉施策特別分析官、国際保健福祉交渉官、国際労働交渉官、 <u>医薬国際交渉官</u> 、労働経済特別研究官及び医療・福祉情報特別研究官
大臣官房各課長	1 所属職員。ただし、各部長及びこれと同等以上と認められる職にある者並びに大臣官房各課長を除く。 2 大臣官房各参事官（人事担当、法務担当及び<u>地方担当</u>を除く。） 3 主管の審議会又は協議会等の委員その他の職員。ただし、第１号ただし書に掲げる者がこれら委員その他の職に併任されている場合は、それぞれの本務につき定めるところによる。 4 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和２５年法律第１１４号）第３条第４項に掲げる証人、鑑定人、参考人、通訳等
各局長 人材開発統括官 及び政策統括官 各部長 <u>医薬産業振興審議官</u> 、高齢・障害者雇用開発審議官、年金管理審議官及び大臣	

定める行政職俸給表（一）に相当する職務の級
（３）（略）

別表（第３条第１項関係）

旅行命令権者	区分
（略）	
事務次官	本省内部部局の各部長、総括審議官、危機管理・医務技術総括審議官、 <u>政策立案総括審議官</u> 、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、 <u>医薬産業振興・医療情報審議官</u> 、高齢・障害者雇用開発審議官、年金管理審議官及び各審議官、大臣官房各課長及び大臣官房各参事官（人事担当、法務担当、 <u>地方担当及び情報化担当</u> に限る。）並びに地域保健福祉施策特別分析官、国際保健福祉交渉官、国際労働交渉官及び <u>労働経済特別研究官</u>
大臣官房各課長 及び大臣官房参事官（ <u>情報化担当</u> ） 各局長 人材開発統括官 及び政策統括官 各部長 <u>医薬産業振興・医療情報審議官</u> 、高齢・障害者雇用開発審議官、年金管理審議	1 所属職員。ただし、各部長及びこれと同等以上と認められる職にある者並びに大臣官房各課長を除く。 2 大臣官房各参事官（人事担当、法務担当、<u>地方担当及び情報化担当</u>を除く。） 3 主管の審議会又は協議会等の委員その他の職員。ただし、第１号ただし書に掲げる者がこれら委員その他の職に併任されている場合は、それぞれの本務につき定めるところによる。 4 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和２５年法律第１１４号）第３条第４項に掲げる証人、鑑定人、参考人、通訳等

官房審議官（労 災、賃金担当）		官及び大臣官房 審議官（労災、 賃金担当）	
（略）		（略）	
（注）「所属職員」には、当該部局の長を含む。		（注）「所属職員」には、当該部局の長を含む。	